

労 基 署 便 り _{令和5年度} No.5



大河原労働基準監督署

◎ 令和5年労働災害発生状況(7月)

新型コロナウイルス感染症によるものを除き R4 及び R5 を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内				
製造業 計	R4 28	R5	前年比 -15	R4		R5		前年比
				231	(2)	209	(2)	-22 (0)
食料品製造業	8	8	0	108		108		0
機械金属製造業	10	4	-6	59		50	(1)	-9 (1)
建設業計	14	15	1	162	(3)	148	(4)	-14 (1)
土木工事業	7	7	0	50	(2)	46		-4 (-2)
建築工事業	6	8	2	78	(1)	74	(2)	-4 (1)
その他の建設	1	0	- 1	34		28	(2)	-6 <mark>(2)</mark>
運輸交通業 計	6	3	-3	200	(2)	186		-14 (-2)
陸上貨物運送業	5	1	-4	179	(2)	161		-18 (-2)
商業	17	18	1	265		231	(2)	-34 <mark>(2)</mark>
社会福祉施設	6	4	-2	117		112		- 5
全産業	105	82	-23	1332	(8)	1247	(10)	-85 (2)

※1 休業4日以上の死傷労働災害(労働者死傷病報告による)の速報値。※前年比は死傷者数(人)。※()は内数で死亡者数/※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。/※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

(参考)当署管内では令和 5 年 1 月~7 月において事故の型別の多いものから①転倒 27%、②墜落・転落 21%、③切れ、こすれ 11%、③はさまれ、巻き込まれ 11%の順。

職場における熱中症予防対策の徹底について

本年は連日気温が30度以上が続きますが、大河原労働基準監督署には職場内での熱中症発生の報告や情報が次々と寄せられております。県内では熱中症による死亡災害も発生しており、宮城労働局では8月3日付けで緊急要請を行いました。熱中症は屋外のみならず、屋内においても発生します。熱中症は対応が遅れると生命にかかわりますので、予防のための対策の徹底と、熱中症が発生した場合の緊急時の対応の周知をお願いします。

(予防のための取組)

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを配慮した行動
- 4 暑さ指数計(WBGT値)による作業現場の暑さ指数の計測と、計測値に応じた効果的な予防対策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育の実施

(緊急時の対応)

少しでも熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。





「今すぐ使える熱中症ガイド」 より抜粋。 左の宮城労働局 HP にリンクがあ ります。ぜひご利用ください。



宮城労働局ホ-ムペ-ジ 勢中症特股ページ

第14次労働災害防止推進計画期間中における「Safework 向上宣言」の取組を再開しました

~安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために~

8月4日~

宮城労働局では「第 14 次労働災害防止計画」を踏まえ、「第 14 次労働災害防止推進計画」(以下「14 次防」という。)を策定しました。14 次防では、自発的に安全衛生対策に取組むための意識啓発、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進等を重点事項として対策を推進し、令和 4 年と比較して令和 9 年までに、死亡災害を 5%以上減少し、死傷災害を減少に転ずることを目標としています。「SafeworK 向上宣言」は、令和 2 年 5 月に建設業を対象として開始し、令和 3 年 6 月に全業種に拡大、令和 5 年 3 月 31 日までに延べ 514 事業場が宣言しています。

今般、14次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言を活かしつつ14次防の目標達成に資するため、

新たな「SafeworK 向上宣言」

を実施することにより、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進することとしました。事業主等の皆様には、実施・運営要領に基づく宣言及び登録をお願いいたします。

【実施要綱概要】詳細は宮城労働局ホームページをご覧ください。

〇実施対象者(宣言者)の実施事項等

〇実施期間 第 14 次労働災害防止推進計画期間(令和 9 年度まで)





(SafeworK 向上宣言)

- (1) 上記趣旨に賛同する事業主等は、様式 1「SafeworK 向上宣言」を作成のうえ、
 - 事業場内の見やすい場所に掲示する等して事業場内外に表明し、労働災害防止や職場環境の改善等を積極的に推進すること。なお、宣言内容には、①人の行動に由来する行動災害、②健康状況や体力低下に伴う高年齢労働者の特性に由来する災害にのいずれかについて、労働者自身の労働災害防止に係る意識向上策を一つ必ず含めること。あらかじめ安全衛生委員会(法定の委員会等がない場合は職場懇談会等の任意の機会で差し支えない。)において労働者の意見を聴取するとともに、内容は、分かりやすく簡潔に、かつ具体的な記載とすること。
- (2) 宣言後、様式2「SafeworK 向上宣言『安全衛生管理自己診断』シート」を実施し、改善すべき事項がある場合には改善を図ること。なお、本制度は事業主のみならず、人の行動に由来する行動災害及び高年齢労働者の災害防止等、労働者自身の労働災害防止に対する意識向上を目的の一つとしていることから、特に、作業者や安全衛生に係る管理者に対する計画的な教育・研修の実施に努めること。
- (3)宣言登録等
- ア 運営者等は宣言内容等を登録するので、事業主等は様式1及び様式3「SafeworK 向上宣言登録シート」を用いて事務局 (宮城労働局健康安全課)に、メールにより提出すること。なお、宮城労働局ホームページへの掲載は任意とし、同ホームページへの掲載を希望しない場合は、様式3の所定の欄にチェックを入れること。また、令和4年度までに登録済の場合は、引続き有効とするが、令和5年度以降において登録を更新する場合は、本要領に基づいた内容の宣言とし、この場合を含め、宣言後の登録内容更新の場合は、再登録として事務局に提出すること。登録先アドレス: kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp 送付メールの件名は、「SafeworK 向上宣言」(再)登録(事業場名)
- イ 掲載中止を希望する事業主等は、事務局に登録破棄を申し出ること。

「騒音障害防止のためのガイドライン」の改訂について

騒音障害防止ガイドライン



- ○騒音障害防止対策の管理者の選任を追加 ○騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加
- ○聴覚保護具の選定基準の明示:JIS T8161-1 に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。
- ○騒音健康診断の検査項目の見直し:定期健康診断(騒音)における 4000 ヘルツの聴力検査の音圧を、40dB から 25dB および 30dB に変更しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断(騒音)の二次検査での聴力検査に、6,000 ヘルツの検査を追加しました。

発行:大河原労働基準監督署(TELO224-53-2154)柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。 労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。